

平成16年10月29日

各 位

会 社 名 株式会社吉野家ディー・アンド・シー
代 表 者 名 代表取締役社長 安部 修 仁
(コード番号 9861 東証第1部)
問 合 せ 先 常務取締役企画室長 池 上 久
(TEL 03-5269-5111)

第1回無担保転換社債型新株予約権付社債発行に関するお知らせ

当社は、平成16年10月29日開催の取締役会において、発行総額100億円の第三者割当による転換社債型新株予約権付社債の発行を決議いたしましたので、その概要につき下記のとおりお知らせいたします。

新株予約権付社債発行の目的

当社は、昨年12月以降米国産牛肉の輸入禁止措置が続く中、牛丼販売中止による影響を最小限に抑えるため、豚丼・牛鉄鍋膳・牛カレー丼等の新商品の導入、コスト削減の徹底等を行ってまいりました。

また、株式会社はなまると資本・業務提携を行うなど、新規事業戦略の一環として事業の多角化にも従来以上に取り組んでまいりました。

当社では今後の米国産牛肉輸入再開に備え、当社グループの中核であり、投資効率の最も高い吉野家事業に対する設備投資を積極的に進めてまいりたいと考えております。具体的には、新規店舗の出店加速、既存店舗のリニューアル投資の再開、工場改装による効率化等を行ってまいります。

第三者割当を選択した狙い

今回の新株予約権付社債はゼロクーポンで発行し、また、金庫株を活用することもあり、発行に伴う費用も少ないため、上記の設備投資資金を有利な条件で調達できることとなります。また、割当先証券会社が持つ投資家基盤からの当社株式への需要を最大限活用し、新株予約権が円滑に行使されることにより、当社の財務基盤維持強化を無理なく行うことができると考えております。さらに株価が下落した場合に備えて、過大な希薄化を避けるため、繰上償還権を留保するなど商品性に工夫を凝らし、リスクヘッジを図っております。

記

- | | |
|------------------|--|
| 1. 社 債 の 名 称 | 株式会社吉野家ディー・アンド・シー第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。） |
| 2. 社 債 の 発 行 価 額 | 額面100円につき金100円 |
| 3. 新株予約権の発行価額 | 無償とする。 |
| 4. 新株予約権の発行価額の | 本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであ |

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

算定理由（無償の理由）	り、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権が行使されると代用払込により本社債は消滅し、本社債と本新株予約権が相互に密接に関連することを考慮し、また、本新株予約権の価値と、本社債の利率、発行価額等のその他の発行条件により得られる経済的な価値とを勘案して、その発行価額を無償とした。
5. 払込期日及び発行日	平成16年11月15日(月)
6. 募集に関する事項	
(1) 募集の方法	第三者割当の方法により全額を野村證券株式会社に割り当てる。
(2) 発行価格（募集価格）	額面100円につき金100円
(3) 申込期間	平成16年11月15日(月)
(4) 申込取扱場所	野村信託銀行株式会社 本店
7. 新株予約権に関する事項	
(1) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数	本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行またはこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転（以下当社普通株式の発行または移転を「交付」という。）する数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額を本項第(3)号記載の転換価額（ただし、本項第(8)号または第(9)号によって修正または調整された場合は修正後または調整後の転換価額）で除した数とする。ただし、行使により生じる1株の100分の1未満の端数はこれを切り捨て、現金による調整は行わない。本新株予約権の行使により端株が発生する場合には、商法に定める端株の買取請求権が行使されたものとして現金により精算する。
(2) 新株予約権の総数	各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計100個の本新株予約権を発行する。
(3) 行使時払込金額及び転換価額	本新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は、本社債の発行価額と同額とする。 本新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株あたりの額（以下「転換価額」という。）は、当初180,000円とする。
(4) 行使時の払込金額（転換価額）の算定理由	本新株予約権付社債が転換社債型新株予約権付社債であることから、新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は本社債の発行価額と同額とし、当初の転換価額は平成16年10月29日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を7.14%上回る額とした。
(5) 新株の発行価額中の資本組入れ額	本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の資本組入れ額は当該株式の発行価額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。
(6) 行使請求期間	本新株予約権付社債の社債権者は、平成16年11月16日から平成18年11月14日までの間、いつでも、本新株予約権の行使を請求すること（以下「行使請求」という。）ができる。
(7) 行使の条件	当社が第8項第(6)号もしくはにより本社債を繰上償還する場合または当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、償還日または期限の利益の喪失日以後本新株予約権を行使することはできない。当社が第8項第(6)号記載の本新株予約権付社債の社債権者

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

の請求により本社債を繰上償還する場合には、本新株予約権付社債券（登録をした本新株予約権付社債に係る本社債を繰上償還する場合は、当社の定める請求書（以下「繰上償還請求書」という。））が第8項第(12)号記載の償還金支払場所（以下「償還金支払場所」という。）に提出された時以降、本新株予約権を行使することはできない。また、各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

(8) 転換価額の修正

本新株予約権付社債の発行後、毎月第3金曜日（以下「決定日」という。）の翌取引日以降、転換価額は、決定日まで（当日を含む。）の5連続取引日（ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。以下「時価算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値の95%に相当する金額（ただし、算出された金額に応じて、株式会社東京証券取引所の定める呼値の単位（以下「呼値の単位」という。）を用いて、当該呼値の単位未満を切り捨てる。以下「決定日価額」という。）に修正される。なお、時価算定期間内に、本項第(9)号で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、修正後の転換価額は、本新株予約権付社債の社債要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。ただし、かかる算出の結果、決定日価額が90,000円（以下「下限転換価額」という。ただし、本項第(9)号による調整を受ける。）を下回る場合には、修正後の転換価額は下限転換価額とし、決定日価額が270,000円（以下「上限転換価額」という。ただし、本項第(9)号による調整を受ける。）を上回る場合には、修正後の転換価額は上限転換価額とする。

(9) 転換価額の調整

当社は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る発行価額または処分価額で当社普通株式を発行または処分する場合（ただし、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使による場合を除く。）には、次に定める算式をもって転換価額を調整する。なお、次式において、「既発行株式数」は、当社の発行済普通株式数から、当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株あたりの発行・処分価額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

また、当社は、当社普通株式の分割もしくは併合または時価を下回る価額をもって当社普通株式に転換されもしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる権利（新株予約権を含む。）を付与された証券（新株予約権付社債を含む。）の発行が行われる場合等にも転換価額を適宜調整する。

なお、本号における「時価」とは、調整後の転換価額を適用する日（た

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

だし、配当可能利益から資本に組入れられることを条件にその部分をもって株式分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合、当該配当可能利益の資本組入れの決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための株主割当日とする場合には株主割当日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値をいう。この場合、かかる平均値の計算においては、算出された金額に応じて、呼値の単位未満の金額を切り捨てる。

(10) 消却事由及び消却条件

消却事由は定めない。

(11) 行使によって交付された株式の配当起算日

行使請求により交付された当社普通株式の配当金または商法第293条ノ5に定められた金銭の分配(中間配当金)については、行使請求が3月1日から8月31日までの間になされたときは3月1日に、9月1日から翌年2月末日までの間になされたときは9月1日にそれぞれ当社普通株式の交付があったものとみなしてこれを支払う。

(12) 行使請求受付場所

名義書換代理人 U F J 信託銀行株式会社 証券代行部

(13) 代用払込に関する事項

商法第341条ノ3第1項第7号および第8号により、本新株予約権を行使したときは本社債の全額の償還に代えて、当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込とする旨の請求があったものとみなし、かつ当該請求に基づく払込があったものとする。

8. 社債に関する事項

(1) 社債の総額

金100億円

(2) 各社債券の金額

金1億円の1種

(3) 社債の利率

本社債には利息を付さない。

(4) 償還期限

平成18年11月15日(水)

(5) 償還価額

額面100円につき金100円

ただし、繰上償還の場合は本項第(6)号乃至に定める価額による。

(6) 償還の方法

本社債は、平成18年11月15日にその総額を償還する。

当社は、当社が株式交換または株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議した場合、本新株予約権付社債の社債権者に対して、償還日から30日以上60日以内の事前通知を行った上で、当該株式交換または株式移転の効力発生日以前に、残存する本社債の全部(一部は不可)を額面100円につき金100円で繰上償還することができる。

当社は、本新株予約権付社債の発行後、その選択により、本新株予約権付社債の社債権者に対して、毎月第1金曜日(ただし、第1金曜日が銀行休業日にあたる場合は、その前銀行営業日とする。)まで(当日を含む。)に事前通知を行った上で、当該月の第3金曜日に、残存する本社債の全部(一部は不可)を額面100円につき金100円で、繰上償還することができる。

本新株予約権付社債の社債権者は、本新株予約権付社債の発行後、

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

その選択により、当社に対して、毎月第2金曜日（ただし、第2金曜日が銀行休業日にあたる時は、その前銀行営業日とする。）まで（当日を含む。）に、事前通知を行い、かつ本新株予約権付社債券を償還金支払場所に提出することにより、当該月の第4金曜日に、その保有する本社債の全部または一部を額面100円につき金100円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。登録をした本新株予約権付社債に係る本社債の繰上償還を当社に対して請求する場合は、本新株予約権付社債券の提出に代えて、繰上償還請求書に繰上償還を請求しようとする社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名捺印した上、本項第(13)号記載の登録機関を経由して、これを償還金支払場所に提出することができる。

本号に定める償還すべき日が銀行休業日にあたる時は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。

本社債の買入消却は、発行日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。ただし、本新株予約権のみを消却することはできない。本社債を買入消却する場合、当社は取得した本新株予約権につき、その権利を放棄するものとする。

(7) 社債券の様式

無記名式とする。

(8) 担保の有無

なお、本新株予約権付社債は商法第341条ノ2第4項の定めにより本社債と本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。本新株予約権付社債には物上担保ならびに保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。

(9) 財務上の特約

当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保附社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、商法第341条ノ2に定められた新株予約権付社債であって、商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の規定に基づき、新株予約権を行使したときに、新株予約権付社債の社債権者から社債の全額の償還に代えて、新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込とする旨の請求があったものとみなし、かつ当該請求に基づく払込があったものとする旨、取締役会で決議されたものをいう。

(10) 取得格付

取得していない。

(11) 社債管理会社

本新株予約権付社債は、商法第297条ただし書の要件を充たすものであり、社債管理会社は設置しない。

(12) 償還金支払事務取扱者
(償還金支払場所)

野村信託銀行株式会社 本店

(13) 登録機関

野村信託銀行株式会社

9. 上場申請の有無

無し

10. 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

割当予定先の概要

割当予定先の氏名又は名称		野村證券株式会社
割当新株予約権付社債(額面)		金 10,000,000,000 円
払込金額		金 10,000,000,000 円
割当予定先の内容	住所	東京都中央区日本橋一丁目9番1号
	代表者の氏名	執行役社長 古賀 信行
	資本の額	10,000,000,000 円
	事業の内容	証券業
	大株主	野村ホールディングス株式会社 100%
当社との関係	出資関係	割当予定先が保有している当社の株式の数 : 181 株 当社が保有している割当予定先の株式の数 : 0 株
	取引関係等	主幹事証券会社
	人的関係等	なし

(注) 資本の額及び出資関係は、平成 16 年 8 月 31 日現在のものです。

(ご参考)

1. 資金使途

(1) 調達資金の使途

手取概算額 9 億 6 0 百万円については、全額設備投資に充当する予定であります。

(2) 業績に与える見通し

変更無し。

2. 株主への利益配当分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、常に企業価値を向上させることによって、株主利益を増大させることを目指しております。従いまして株主の皆様への利益還元のため、株主資本当期純利益率(ROE)の向上、一株当たり当期純利益(EPS)の増大が重要な課題であると考えております。

(2) 配当決定に当たっての考え方

配当につきましては、安定的配当の継続を重視する一方、業績の進展状況に応じて増配等により利益還元を行うことを基本方針としております。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保金の活用につきましては、当面高収益な事業投資やM&A等、将来にわたって株主利益を増大させるための投資を優先してまいりたいと考えております。

(4) その他

当社は積極的な店舗展開や大胆な業務改革による経営構造の見直し、M&A等を推進し、一層の利益体質化を追求するとともに、グループ企業価値の増大に努めてまいります。

中長期経営戦略の具体的計画といたしましては、平成 9 年度を初年度とした 10 年にわたる長期経

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

営計画『YDC21』に沿って、吉野家事業の更なる拡充と活性化、新規事業の早期育成と拡大、米国・アジアを中心とした海外事業の拡大展開を主軸とした経営課題を着実に進めてまいります。

(5) 過去3決算期間の配当状況等

	平成14年2月期	平成15年2月期	平成16年2月期
1株当たり当期純利益	8,676円	8,716円	8,259円
1株当たり年間配当金	3,200円	3,200円	3,200円
実績配当性向	36.9%	36.1%	38.7%
1株当たりみなし配当金	-円	-円	-円
修正配当性向	-%	-%	-%
株主資本当期純利益率	7.7%	7.9%	7.9%
株主資本配当率	2.8%	2.8%	2.9%

- (注) 1. 株主資本当期純利益率は、決算期末の当期純利益を株主資本(期首の資本の部合計と期末の資本の部合計の平均)で除した数値であります。
 2. 株主資本配当率は、年間配当金総額を株主資本(期首の資本の部合計と期末の資本の部合計の平均)で除した数値であります。
 3. 平成16年2月期から、1株当たり当期純利益の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(会計基準適用指針第4号)を適用しております。

3. 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

(1) エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

(2) 過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成14年2月期	平成15年2月期	平成16年2月期	平成17年2月期
始 値	180,000円	183,000円	165,000円	165,000円
高 値	233,000円	228,000円	195,000円	189,000円
安 値	154,000円	165,000円	133,000円	158,000円
終 値	184,000円	165,000円	165,000円	168,000円
株価収益率	21.2倍	18.9倍	20.0倍	-

- (注) 1. 平成17年2月期の株価については、平成16年10月29日現在で表示しております。
 2. 株価収益率は、決算期末の株価(終値)を当該決算期末の1株当たり当期純利益で除した数値であります。

以 上

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。